農業用施設調査にご協力を

農林水産省都市農業室はこのほど、「農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査」を実施。全国農業会議所を通じて農業委員会への協力を依頼し、生産緑地を所有する農業者等の農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査を実施している。

調査の背景には、相続税等納税猶予の適用範囲拡大に関する要望の動きがある。本年４月以降、東京都や神奈川県の自治体や農業委員会、ＪＡ関係者が国に対して相次いで要望。畜舎や農機具倉庫など農地と一体で活用されている農業用施設も納税猶予制度の対象となるよう制度の見直しを求めた。

調査では、経営農地の面積や所有する農業用施設や農業経営の状況などについてたずねている。

農水省では今回の調査結果を踏まえて、相続税等納税猶予制度見直しの要望も含めた都市農業施策の検討に活用するとしている。（北川）

第127回常設審議委員会

農業会議は10月20日、第127回常設審議委員会を大阪市内・ＪＡバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第４条及び第５条の規定に基づく意見聴取に回答する件（高槻市、茨木市、和泉市、泉佐野市、泉南市、堺市、河内長野市、大阪狭山市、八尾市、交野市農業委員会会長）16件（1万3664平方㍍）を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

【第1号議案】

	件数	面積（平方㍍）
第４条	4	2747
第５条	12	1万0917
合　計	16	1万3664

（農地区分別件数は、３種農地13件、２種農地３件）

農地転用許可に伴う地域計画の変更手続き等を協議

第５回農地法等業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会と農業会議は10月８日、令和８年度第５回農地法等業務推進検討会を開催した。

はじめに、９月30日付で農水省より発出された農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴い、農地転用許可後に地域計画の変更手続きが可能となった件について協議を行った。

大阪府農政室推進課地域計画推進チームの吉田博文農地活用担当補佐は、地域で事前に協議を行い、地域計画の達成に支障がないと認められた場合に限り、変更広告を待たずに協議結果の公告縦覧後に農地転用等の許可申請が可能と説明。なお、転用許可申請の受付後、地域計画変更の公告縦覧後に意見対応が必要となった場合、転用許可申請手続きにも影響が及ぶため、速やかに変更広告を行うことが必要とし、複数案件をまとめて公告することは避けるよう求めた。

その後、第２種農地における蓄電池施設の設置について検討。地目変更を目的とした転用申請が行われ、許可後も蓄電池の施工に至らない事例が散見されることから、第２種農地で申請があった場合には、代替性を厳格に審査するとともに、雑種地や第３種農地への誘導を図ることが重要との意見が出された。（林佑）

農地法関連課題など共有

南河内地区職協

南河内地区農業委員会職員協議会が９月25日、河内長野市役所で開かれ、同地区の農委職員など計９人が出席した。

小作台帳の整理・保存・確認方法等を議題として協議。特に相続に伴う小作権承継者の確認方法や、小作台帳の農業委員会サポートシステムへの移行についての作業手順・留意事項・搭載上の工夫について協議した。併せて、常設審議委員会における委員からの質問への対応について意見交換を行った。

続いて農業会議増山総務課主幹から、９月11日に開催した第４回農地法等業務推進検討会の協議・意見交換内容について報告。農地転用許可済証明・届出受理済証明の発行に際しての留意事項を伝達したほか、市街化区域内農地の事後的転用届出に関する取扱いについて議論した旨を報告した。特に第２種農地の代替性の判断においては、代替性がないことのより詳細な確認が必要である旨を強調した。（増山）

農委等の研修各地で

８月から10月にかけて、各地の農委等で研修会が開かれた。農業会議事務局が農業情勢と農業委員会組織の課題、都市農業・農地を巡る制度等について報告した。（①開催日、②説明者、③開催場所）。

○交野市農委（友田正直会長）
①８月25日、②北川専務理事兼事務局長、③交野市役所

○泉大津市農委（北島政夫会長）
①８月27日、②北川専務理事兼事務局長、③同市役所

○茨木市農委（中村正治会長）
①９月28日、②北川専務理事兼事務局長、③同市役所

○大東市農委（辻田茂会長）
①10月６日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○阪南市農委（草竹義和会長）
①10月８日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○摂津市農委（渡邊勝彦会長）
①10月13日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○箕面市農委（稲垣惠一会長）
①10月16日、②沼田農政課副主幹、③同市役所